平成２８年（フ）第１８９号
新潟市中央区紫竹山１丁目７番36号　トーコーハイツＢ101
債務者　粟津　毅彦
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１５号
新潟市西区小新３丁目18番12号
債務者　長倉　和貴
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上遠野鉄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
島根県浜田市真光町１番地
債務者　佐々本正昭
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田　幸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第４１６号
広島市中区河原町７番７―403号
債務者　ＳＨＥＬＴＥＲこと　天野　大輔
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９０９号
大阪府枚方市星丘１丁目２―16、住民票上の住所大阪府堺市西区浜寺石津町西４丁13番18―１号
債務者　栁田　和実
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５８９号
大阪市西淀川区柏里１丁目１番18号エーデルワイス柏里301号室、前住所北海道旭川市末広６条11丁目１番９号
債務者　大𠮷　隆雅
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６００号
大阪市淀川区三国本町２丁目13番14号　竹登ビル　705号
債務者　金髙信一郎
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６０１号
大阪市淀川区三国本町２丁目13番14号　竹登ビル　705号
債務者　金髙　知子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６１０号
大阪市北区中崎西４丁目３番４―508号
債務者　伊藤　典志
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６７３号
大阪府箕面市如意谷２丁目３番５号（103号）
債務者　榎倉　弘子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８０６号
大阪府枚方市伊加賀南町３番19号
債務者　阪下　建一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８９０号
大阪府豊中市東寺内町14番28―302号
債務者　松下　　翼
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４８号
大阪市平野区平野東３丁目５番20―503号
債務者　上西　良介
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４９号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目11番35号　オーナーズマンション文の里６Ｆ６Ａ
債務者　澤野　恵子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９６０号
大阪市住吉区大領４丁目10番15号
債務者　山根ハマ子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４号
山形市江俣４丁目１番43号
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８６号
山形市千歳１丁目７番18号
債務者　㚑田　啓三
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
山形地方裁判所民事部